

令和3年 第1回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招集日時		令和3年1月25日		開会場所		ふじみ野市役所2階A202会議室	
開会の日時		開会	令和3年1月25日		午後1時20分	議長	
及び宣告者		閉会	令和3年1月25日		午後2時30分	議長	
議長		新井良司					
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出
2	久保田 清		欠	11	岸 勇		欠
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		欠
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出
5	嶋田 利行		欠	14	新井 良司		出
6	鈴木 智之		欠	15	柳川 嗣於(最)		欠
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		欠
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出
9	原田 宏美		欠				
出席者数		農業委員		定数 14名		出席者 8名	
		農地利用最適化推進委員		定数 3名		出席者 1名	
議事参与(説明者)				書記			
本橋 直人							
松田 薫樹							
飯塚 勝貴							
寒竹 由起子							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年1月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年1月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所2階A202会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時20分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に13番・17番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第1号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第2号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件5件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第3号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>17 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 6 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、6 件を議題とします。</p> <p>1 番から 6 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人はふじみ野市在住で、市内に 5, 8 5 9 m²の農地を所有して農業経営を行っており、3 条申請の 5, 0 0 0 m²以上の下限面積要件を満たしていますが、2 5 4 バイパスふじみ野地区区画整理事業の進捗に伴い、2, 8 8 9 m²の農地を売却する予定です。</p> <p>今回は受人が区画整理事業で売却する分の農地の代替地及び受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請で、受入宅からそれぞれの申請地までは車で 2 分の距離です。</p> <p>受人はトラクター、耕転機、田植え機、軽トラック 1 台を所有しており、年間従事日数 1 5 0 日以上従事しています。</p> <p>また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 月 1 5 日に 1 3 番委員及び事務局 2 名の 4 名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は耕運されており、直ぐに耕作できる状態です。</p> <p>1 番から 5 番の案件の地元の委員は現地調査を行った 1 7 番委員です。</p> <p>6 番の案件について、地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、申請地は管理されています。</p> <p>質疑はありますか。</p>
--------------	---	--

日程第7	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第1号の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。
	議長	日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消に関する件、1件を議題とします。
日程第8	事務局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 9月の総会で審議した案件です。 受人の母親は自己用住宅建築の申請については事前に知らず反対され、受人が説得を試みましたが同意を得ることが出来ず、この案件について取消を申請することになりました。
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	議長	異議なし賛成により、議案第2号の案件につきましては原案のとおり県知事に進達します。 議案第2号について終了します。
事務局	事務局	日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、3件を議題とします。 1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。

		<p>申請者は現在、さいたま市中央区に本社工場機能を集約して業務向け印刷物に対応した印刷会社として営業しています。</p> <p>電子化が進み縮小傾向にある印刷業界において申請者の特殊加工印刷は年々順調に推移しており、今後も需要が見込めることから、現在の旧型生産ラインを一部入替、増設することを決定しました。</p> <p>しかし、既存の工場敷地内での建て替えについては工場が築35年経過して老朽化が進んでおり、敷地面積も足りないので、県内の候補地（久喜市・草加市・越谷市・所沢市・日高市等）を含めて検討しましたが、県道に近く、関越道三芳スマートインターまで約10分、国道254号線にも近く、材料入荷及び製品出荷における交通アクセスの良さを考慮して申請地が最適地と判断しました。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1月15日に17番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地周辺では道路が建設中の状態でしたが、完成されれば特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり道路が建設中の状態ですが、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>現地調査では道路が建設中とのことだが、いつ頃までに完成する予定か。</p> <p>1月中には完成する予定と聞いています。</p>
	議長	
	13番委員	
	議長	
	3番委員	
	議長	
	1番委員	
	事務局	

	<p>1 番委員 事 務 局 議 長 全 委 員 議 長 全 委 員 議 長 事 務 局</p>	<p>出入口は北側からにするのか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしい ですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第3号1番の案件につきまして は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求め ます。</p> <p>申請者は塗料材料全般を取り扱う会社で、本市の工場では原 料となる塗料を仕入れ加工し販売を行っています。</p> <p>現在、パートも含めて常時60名ほどが工場内で勤務してお り内10名が自動車通勤をしています。</p> <p>しかし、駅から離れた場所のため、車通勤を希望する従業員 が多く10名は近くの月極駐車場を借りていますが駐車場が 足りない状態が続いており、車通勤を希望する30名は、現在 はふじみ野駅からバスに乗って通勤していますが最寄りのバ ス停から会社までの距離は1キロ以上あり、交通量が多い道沿 いを歩いて通うことを強いられております。</p> <p>また、この度、月極駐車場の大家さんより令和3年5月末ま でに10台分の駐車場契約の解除の申出があり困っています。</p> <p>現月極駐車場契約者10台分と車通勤希望者30台分と合 わせて40台分の駐車場用地を探した結果、申請者の資材置場 と隣接する申請地が最適地として判断して、地権者からの了解 も得られたので申請することになりました。</p>
--	--	---

		<p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>なお、第 1 種農地は農地転用が原則不許可になりますが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに限るという第 1 種農地の例外基準は満たしています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 月 1 5 日に 1 7 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は長年、畑としては使用されていない状態でしたが、農地としては管理されていました。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、農地として管理がされているので、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>申請地の 2 筆の内 1 筆は北側に存在する既存駐車場の一部分なのか。また、申請の理由は駐車場の敷地拡張なのか。</p> <p>申請地は 2 筆とも農地であり既存駐車場とは関係はありません。</p> <p>また、申請地は第 1 種農地のため、原則として駐車場の転用は認められませんが、今回の申請は既存施設（申請地西側の資材置場及び工場敷地）の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに限るという第 1 種農地の例外基準は満たしているので、申請の理由は駐車場として既存施設の敷地拡張です。</p> <p>議案では転用目的が駐車場（敷地拡張）と書かれているため、駐車場の敷地拡張と捉えてしまうので、今後はわかりやすくしてもらいたい。</p>
	議 長	
	13 番委員	
	議 長 4 番委員	
	議 長 7 番委員	
	事 務 局	
	7 番委員	

事務局	<p>今回のような第1種農地内の案件については既存敷地拡張(駐車場)と記載するようにします。</p>
7番委員	<p>車通勤希望者が30名いて、現在は離れた最寄りのバス停から歩いているとのことだが、古くから立地している会社なので他の交通手段等、何か工夫して通勤させることを考えていないのか。</p>
事務局	<p>今回の申請では車通勤希望者はバス通勤をしているという内容です。駐車場用地が無いことは過去からの課題だったようです。</p>
議長	<p>他に質疑はありますか。</p>
全委員	<p>なし。</p>
議長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なし賛成により、議案第3号2番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>3番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請者夫は朝霞市の申請者妻の実家のマンションにて両親、妻、子供3人の7人で住んでいますが、部屋が手狭な状態のため、自己用住宅の建築を検討しています。</p> <p>申請者夫の実家は三芳町にあるので、そこから車で15分以内で行ける範囲で三芳町及びふじみ野市の市街化区域等にて適地を探したが見付からず、本申請地が条件を満たしているため農地転用の申請をすることになりました。</p> <p>申請地は申請者夫の実家まで約15分の距離にあり、また申請者夫の勤務地も朝霞市内の営業所から市内の営業所へ異動できます。</p>

日程第9	議長	<p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
	17番委員	<p>1月15日に13番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地周辺は数件の家が建っている地域で、特に問題は無いと思います。</p>
	議長	<p>地元委員さんは何かありますか。</p>
	4番委員	<p>現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p>
	議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第3号3番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第3号について終了します。</p>
	議長	<p>日程第9、議案第4号、生産緑地取得斡旋についての件、1件を議題とします。</p>
	事務局	<p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>10月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。</p> <p>審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いました。が、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p>
議長	<p>質疑を求めます。</p>	

<p>8 番委員</p> <p>事 務 局</p> <p>7 番委員</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>10月の総会時に審議した生産緑地に係る農業の主たる従事者についての案件と比較すると、今回の斡旋依頼があった筆の数と面積が違っている理由は。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについては、申請された生産緑地について申出者が主たる従事者であることを証明する内容なので、実際に買取り申し出される筆と面積が違うこともあります。</p> <p>農業委員会に対して生産緑地の斡旋の依頼があった場合について、買取り希望価格がわからなければ各農家に斡旋の話をする事ができないので、議案説明時に教えてもらいたい。</p> <p>買取り希望価格がわかる場合は今後、審議時に買取り希望価格について説明します。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑が無ければ、令和3年2月2日までに生産緑地の買取り希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>議案第4号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和3年第1回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時30分)</p>
---	---